

お知らせ

保険料払込猶予期間の延長に関する追加措置について

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

当社では、2020年3月19日より、新型コロナウイルス感染症により影響を受けられたお客様に対し、お客様からのお申し出により、保険料のお払込みを猶予する期間（ご契約更新後の保険料払込みを含む）を最長6か月（2020年9月30日まで）延長する特別措置を実施しております。

このたび、新型コロナウイルス感染症によるお客様への影響が長期化している状況を踏まえ、下記のような追加措置の実施を決定しましたのでお知らせいたします。

○ 今回決定した追加措置の内容

保険料のお払込み猶予期間を延長したご契約につきまして、保険料のお払込みを猶予した期間の保険料のお払込み猶予期間を2021年4月30日まで延長いたします。また、月払のご契約の場合、お払込みを猶予した保険料につきましては、分割でのお支払いにもご対応させていただきます。

なお、既にお払込み猶予期間を延長いただいているご契約につきましては、当追加措置を自動的に適用いたします。

以上

<お問い合わせ窓口>

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特別措置受付専用ダイヤル
0120-272-860（平日 10:00-17:00）

※お問い合わせ状況によりお電話がつながりにくい場合がございます。
ご迷惑をお掛けいたしますが、ご了承のほどお願い申し上げます。